

千葉市消防局からのお知らせ

危険物に係る申請、届出等の担当窓口が変わります。

平成27年4月1日から、市内の管轄消防署で行われていた危険物規制等に係る事務の一部が消防局予防部指導課（セーフティーちば4F）に移管され、担当窓口が変わります。

※平成27年3月31日までは、従前のお通り、管轄消防署予防課が担当窓口となります。

危険物規制等に係る事務について

(1) 予防部指導課で行う事務

従前、管轄消防署で行われていた以下のア～キの受付及び事前相談については、平成27年4月1日以降予防部指導課危険物係が担当窓口となります。

- ア 危険物保安統括管理者及び保安監督者の選任・解任の届出
- イ 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請
- ウ 休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請
- エ 資料提出（設置者の名称変更等に係るもの）
- オ 危険物製造所等災害発生届出
- カ 危険物製造所等使用休止（再開）届出
- キ 地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出

(2) 管轄消防署で行う事務

以下のア～エの受付及び事前相談については、従前のお通り、管轄消防署予防課が担当窓口となります。

- ア 少量危険物の貯蔵・取扱い（変更）届出及び廃止届出
- イ 指定可燃物の貯蔵・取扱い（変更）届出及び廃止届出
- ウ タンク水張・水圧検査申請（指定数量未滿の危険物等を貯蔵するタンクに係るもの）
- エ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出

平成27年4月1日以降の窓口一覧（参考）

【危険物製造所等に係る申請等】

事務区分	申請等の窓口	
	予防部指導課 危険物係	各消防署 予防課
危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の選任・解任届出	○	○
資料提出（設置者の名称変更等に係るもの）	○	○
休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請	○	○
休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請	○	○
地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出	○	○
製造所等使用休止（再開）届出	○	○
危険物製造所等災害発生届出		○

※平成27年4月1日以降、管轄消防署予防係から予防部指導課危険物係に変わります。

【少量危険物、指定可燃物及び圧縮アセチレンガス等に係る届出等】

事務区分	届出等の窓口	
	予防部指導課 危険物係	各消防署 予防課
少量危険物の貯蔵・取扱い（変更）届出及び廃止届出		○
指定可燃物の貯蔵・取扱い（変更）届出及び廃止届出		○
タンク水張・水圧検査申請（指定数量未滿の危険物等を貯蔵するタンクに係るもの）		○
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出		○

※「危険物製造所等に係る申請等」に際し、併せて「少量危険物、指定可燃物及び圧縮アセチレンガス等に係る届出等」をする場合は、予防部指導課危険物係までご相談ください。

危険物および消防用設備等に係る窓口一覧

【危険物製造所等に係る申請等】

(平成27年4月1日現在)

事務区分	申請等の窓口	
	予防部指導課 危険物係	各消防署 予防課
製造所等の設置又は変更許可申請	○	
製造所等の仮使用承認申請	○	
製造所等の完成検査前検査申請	○	
製造所等の完成検査申請	○	
予防規程制定・変更認可申請	○	
危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請	○	
完成検査済証再交付申請	○	
製造所等の譲渡引渡届出	○	
危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更届出	○	
製造所等廃止の届出	○	
危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の選任・解任届出	○	
資料提出（軽微な変更工事に係るもの）	○	
資料提出（設置者の名称変更等に係るもの）	○	
休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請	○	
休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請	○	
地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出	○	
製造所等使用休止（再開）届出	○	
製造所等許可申請取下げ届出	○	
危険物製造所等災害発生届出	○	

【少量危険物、指定可燃物及び圧縮アセチレンガス等に係る届出等】

事務区分	届出等の窓口	
	予防部指導課 危険物係	各消防署 予防課
少量危険物の貯蔵・取扱い（変更）届出及び廃止届出		○
指定可燃物の貯蔵・取扱い（変更）届出及び廃止届出		○
タンク水張・水圧検査申請		○
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出		○

※「危険物製造所等に係る申請等」に際し、併せて「少量危険物、指定可燃物及び圧縮アセチレンガス等に係る届出等」をする場合は、予防部指導課危険物係までご相談ください。

【消防用設備等の検査等に係る届出等】

事務区分	届出等の窓口	
	予防部指導課 設備係	各消防署 予防課
工事整備対象設備等着工届出	○	
消防用設備等の工事計画届出	○	
消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	○	
防火対象物使用開始（変更）届出	○※1	○
消防用設備業届出	○	
消防用設備等特例適用願出	○	○※2
火を使用する設備等の設置又は廃止に係る届出	○※3	○

※1 消防用設備等の設置又は変更を伴うものに限りです。

※2 消防署の指導によるものに限りです。

※3 条例により検査が必要となる場合で、当該検査を消防用設備等の検査と同時に受ける場合に限りです。

予防部指導課 お問い合わせ先

危険物係：043-202-1667 設備係：043-202-1736

各消防署予防課 お問い合わせ先

中央消防署予防課予防係：043-202-1617

花見川消防署予防課予防係：043-259-2571

稲毛消防署予防課予防係：043-284-5144

若葉消防署予防課予防係：043-237-8041

緑 消防署予防課予防係：043-292-6147

美浜消防署予防課予防係：043-279-0196